

中津川市体育協会加盟団体に関する規程

第1条 この規程は、中津川市体育協会規約第11条の規定により中津川市体育協会（以下「本会」という）の加盟に関し、必要な事項を定める。

第2条 加盟団体は、毎年5月末日までに負担金を納付しなければならない。

2 負担金の額は次のとおりとする。

(1) 市内を統括するアマチュアスポーツ団体

年額1団体につき 30,000円

(2) 市内の支部を統括する団体

年額1団体につき 20,000円

3 負担金は、次に掲げる体育団体については、理事会の承認を得て減免、免除することができる。

(1) 市内の学校を統括する団体

(2) 体育指導委員会

第3条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者から次の書類を本会に提出しなければならない。

(1) 加盟申請書

(2) 事務所所在地

(3) 団体規約

(4) 所属団体一覧表

(5) 役員名簿（住所氏名）

(6) 前年度事業概況

(7) 当該年度事業計画書

(8) 当該年度収支予算書

第4条 加盟の承認を得た団体は、直ちに第2条による負担金を納入し、本会の理事1名を選出し、その住所氏名及び職業を届けなければならない。

第5条 加盟団体は、選出した本会の理事、団体規約その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第6条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類を本会に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事務所所在地、役員の住所氏名及び職業。

(2) 当該年度の加盟団体選出理事の住所氏名及び職業。

(3) 当該年度の事業計画書。

(4) 当該年度の収支予算書。

(5) 所属加盟団体及び会員一覧表。

(6) その他本会の目的達成のために必要と思われる事項。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。